

令和4年度 第1回 学校運営協議会

- 委員自己紹介
- 学校運営協議会について

議題

- 1 会長、副会長の選出について
- 2 学校運営に関する基本的な方針について
- 3 その他（スクールガード）

今年度予定

第2回 9月 6日（火）19：00～20：30

第3回 2月21日（火）19：00～20：30



令和4年5月17日（火）

19時～20時30分

南城市立百名小学校

TEL 098-948-1012

FAX 098-948-3946

hyakusho-kyoutou@edu.city.nanjo.okinawa.jp

【目次】

委員名簿	• • • • •	1
南城市学校運営協議会規則	• • • • •	2
南城市学校運営協議会運営要綱	• • • • •	6
南城市立百名小学校運営協議会実施要項	• • • • •	7
教育目標及び学校経営計画	• • • • •	1 9
		(別冊教育計画)
教育課程編成	• • • • •	2 9
		(別冊教育計画)
組織編成	• • • • •	1 0
	• • • • •	3 2
		(別冊教育計画)
学校予算	• • • • •	1 1

その他

スクールガードへの登録について（お願い）

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

百名小学校 FAX、または、メール(表紙記載)で御報告ください。

令和4年度 南城市立百名小学校運営協議会 委員名簿

	氏名	ふりがな	役職
1	宮平 忠	みやひら ただし	親慶原区長
2	川畑 栄	かわばた さかえ	垣花区長
3	石嶺 真秋	いしみね まさあき	仲村渠区長
4	儀武 広之	ぎぶ ひろゆき	百名区長
5	森山 紹司	もりやま しょうじ	新原区長
6	高嶺 朝道	たかみね ともみち	PTA会長
7	大濱 絵里子	おおはま えりこ	みやぎ農園地域支援事業部主任(元PTA会長)
8	玉城 堅矢	たましろ たかや	TMPlanning代表取締役社長
9	仲村 保	なかむら たもつ	校長

事務局	細田 幸弘	ほそだ ゆきひろ	教頭
	與座 貢	よざ みつぐ	教務主任

令和4年度 百名小学校児童数、職員数(令和4年5月17日現在)

1年	35
2年	23
3年	29
4年	27
5年	21
6年	28
3組(知的学級)	3
4組(情緒学級)	7
5組(肢体学級)	1
児童数合計	174

職員数	22	校長、教頭、教諭、養護教諭、音楽講師、ALT 県費事務、市費事務、学校司書 特別支援員、学習支援員、(PTA事務)
-----	----	---

○南城市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき南城市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校及び地域の風土が醸成されること。
- (2) 学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条各号に掲げる事項を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、対象学校(法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。)の校長に対してその旨を通知する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合においては、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、当該対象学校の校長が作成した基本的な方針について協議会の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。
(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、各対象学校につき8人以内(2以上の学校について一の協議会を置く場合にあっては15人以内)とし教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

3 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障を來す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任することを相当とする事由があるとき。

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認めたことにより委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(会長、副会長及び専門員)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、年2回以上開催しなければいけない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、協議会に対する情報の提供及び説明に努めるものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

南城市学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）

第47条の5の規定により設置される学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、南城市学校運営協議会規則（令和3年南城市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請等)

第2条 協議会を置こうとする学校（以下「対象学校」という。）の校長は、南城市学校運営協議会設置申請書（第1号様式）を教育委員会に提出するものとする。この場合、2以上の対象学校について一の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、当該提出の日から30日以内に南城市学校運営協議会設置通知書（第2号様式）により当該校長に通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第8条第1項の規定による推薦は、南城市学校運営協議会委員推薦書（第3号様式）により行うものとする。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、年額12,000円とする。

2 規則第9条の規定により解任した委員の報酬及び規則第10条第3項の規定による補欠の委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(児童又は生徒の意見)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、当該対象学校の校長の同意を得て、当該対象学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができます。

(学校運営状況評価)

第6条 協議会は、当該対象学校の運営状況について、南城市学校運営状況評価表（別表）に基づき毎年度1回以上評価を行うものとする。

(会議録)

第7条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に定める場合は、この限りでない。

(意見の申出)

第8条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第6項に規定する意見の申出を行うときは、南城市学校運営協議会意見申出書（第4号様式）により行うものとする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員本人から南城市学校運営協議会委員辞任届（第5号様式）が提出されたとき又は規則第9条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、南城市学校運営協議会委員解任通知書（第6号様式）により当該協議会の会長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

南城市立百名小学校運営協議会実施要項

(設置及び目的)

第1条 南城市学校運営協議会規則（令和3年南城市教育委員会規則第8号）（以下「規則」という。）

第3条第1項に基づき、本校に「南城市立百名小学校 学校運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

2 この実施要項は南城市学校運営協議会運営要綱（以下「要綱」という。）第1条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第2条 協議会は、規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）について校長から提示があった時には、協議し適當と認めるものについては承認するものとする。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

第3条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して述べる意見については、特定の個人に係るもの除去するものとする。

2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(住民参画促進のための情報提供)

第5条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議結果に関する情報を、学校の所在する地域住民、学校に在籍する児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(組 織)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、9名とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から構成する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民

- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第 9 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第 10 条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、年 2 回以上開催しなければいけない。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決するものとする。
- 5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。
- 6 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を第 13 条に規定する事務局が作成するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名

- (3) 議題
- (4) 協議内容
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

(会議の時期等)

第 11 条 会議は、年 2 回以上開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り概ね次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催が必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 第 1 回 4 月～7 月
- (2) 第 2 回 7 月～12 月
- (3) 第 3 回 12 月～3 月

2 会議においては、以下のことについて協議するものとする。

- (1) 当該年度の学校経営計画に関する事項
- (2) 当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項
- (3) 当該年度の学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項
- (4) 次年度の学校運営の基本的な方針

3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

第 12 条 会議は原則公開とし、学校ホームページにおいて、開催通知及び議事録を公開するものとする。

- 2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。
- 3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。

2 事務局の長は教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事務局

教頭 教務主任 地域連携担当

令和4年度 学級担任・校務分掌(案)

役職	氏名	職務	主任等	教科等	諸教育活動	委員会	在年
校長	仲村保	校務総括			校務遂行・職員監督		3
教頭	細田幸弘	校長補佐			校務整理 地域連携(ミントンの会)		1
教務主任	與座貢	教務主任 研究主任・学力向上推進 (さわやか学習会・補習指導実施計画)		理科 (3~6年)	儀式的行事 補充計画 環境整備(職員作業担当) 地域連携	栽培	2
学級	担任名	児童在籍数 男 女 計		校務分掌	教科	委員会	在年
1年1組	下里七奈子	18 17 35		掲示・図書館(主) 保・幼・こ・小連携	道徳科	◎図書・掲示	2
2年1組	赤嶺香織	11 11 22		教科書、飼育、農園	生活科	◎飼育	1
3年1組	兼濱直子	13 (3) 14 27 (3)		生徒指導、外国語、クラブ活動	音楽 外国語	◎生活	1
4年1組	鉢嶺春美 (外間美穂)	14 13 (1) 27 (1)		委員会活動(主)、キャリア教育(キャリアパスポート)ボランティア、	特別活動	栽培	2
5年1組	平田麻樹	10 (2) 11 (1) 21 (3)		児童会(主)、児童会行事	家庭科	◎集会	2
6年1組	新垣みなみ	13 (4) 13 26 (4)		体育(主)、体育的行事 遠足・集団宿泊の行事、小中連携	体育 総合	◎体育 集会	3
3組 (知的)	伊志嶺智	3 3		特別支援教育コーディネーター 環境整備(主)、栽培(主)	図工	◎栽培	3
4組 (情緒)	又吉忍文	5 2 7		人権・平和、文化的行事、 給食・食育	国語	◎給食 体育	1
5組 (肢体)	末吉寛大	1 0 1		視聴覚(主)、情報教育、安全教育 学校HP、農園(主)、安全点検	社会科 算数	◎放送	2
養護教諭	奥田千恵			保健主事、衛生推進者、教育相談 健康教育、清掃担当		◎保健	1
音楽講師	崎原和代	5~6年音楽		水曜(5・6校時)金曜(4校時)			1
ALT	オリサ	1~5年(火・木)					1
	マシュー・トロング・ヤナギ	6年(月・火)					7
県費事務	比嘉昂子 (佐藤香織)			給与関係、文書收受、旅費、手当 教科書(副)、徴収金			4
市費事務	吉田はるか			備品管理(教材・消耗・管理) 資料作成、接待、保清(職員トイレ)			3
学校司書	具志堅はずき					図書・掲示	4
特支支援員	喜舎場亜沙美			児童の安全管理			2
学習支援員	上原基聖			児童の学習支援			1
教育相談員	比嘉葉子						1
SC	赤嶺静						
SSW	新垣道代						2
PTA事務	上間敦子						2

令和4年度 南城市立百名小学校 予算

【学校管理費】

(千円)

	予算額	増減額	内訳
報償費	68	8	講師謝礼(平和、人権、環境教育)
○報償金	68	8	
需用費	1,589	275	事務用品、コピー機、印刷機、感染症対策費、プール消耗品 学校車、草刈り機 外部委員 教育計画、研究紀要、卒業証書 小修繕、教材教具修繕、学校車修繕 医療用消耗品 飼育動物飼料
○消耗品費	989	129	
○燃料費	44	8	
○食糧費	8	0	
○印刷製本費	280	30	
○修繕費	208	108	
○医薬材料費	50	0	
○飼料費	10	0	
役務費	128	△70	切手、はがき、作品運搬料 ※電話料金を一括計上 ピアノ調律、草木処分料、リサイクル料、クリーニング料 自動車損害保険料
○通信運搬費	40	△122	
○手数料	64	28	
○保険料	24	24	
委託費	10	10	産業廃棄物処分料
○委託料	10	10	
使用料及び賃借料	37	0	NHK受信料 車両賃借料
○使用料	13	0	
○賃借料	24	0	
原材料費	50	0	工事材料、加工用
○原材料費	50	0	
公課費	53	53	自動車重量税
○公課費	53	53	

【学校振興費】

(千円)

	予算額	増減額	内訳
需用費	500	20	教材文具消耗品、行事消耗品
○消耗品費	500	20	
備品購入費	312	7	図書購入費
○備品購入費	312	7	

子どもが「笑顔」で登校し「笑顔」で家路につく学校(Come to school with a smile, go home with a smile)

県・市施策
・「問い合わせ」と主体的学び
・自学自習力
・ICTによる個別最適化の学び

地域との連携・協働

教師の目標
☆教師としての成長 90%
☆チーム百名 90%
☆働き方改革

学校課題
・積極性
・語彙力
・表現力
・他者と関わる力

家庭との連携・協働

子どもの目標
☆学校が楽しい90%
☆自分に良い所がある90%
☆進んで発表80%

学校教育目標

- 目標をもち自ら学ぶ子 ○ 心豊かで決まりを守る子 ○ 健康でたくましい子

重点目標

他者と協働して自分たちの考えを出し合い課題解決できる力の育成(自主・協働・判断・実行)

重点取組

- (1) 支持的風土のある学級経営と特別活動等での児童の自主的・協働的・創造的な取組
- (2) 「主体的・対話的・深い学び」のためのOUTPUT型授業の推進と言語活動の工夫
- (3) 地域と学び、地域と成長する体制づくりの推進

コミュニティースクール(学校・家庭・地域が連携し特色ある学校づくりの推進)
「地域・未来に生きる表現力と行動力を身に付けた百名っ子の育成」

【めざす子ども像】

- (知) 自分の考えを他者との交流を通して深め表現できる子
(徳) 自分と他者との関わりを通してお互いを認め合う思いやりのある子
(体) 何事もねばり強く最後までやり抜くことができる子

具体的な取り組み

自主・協働・創造

- 1 支持的風土のある学級づくり
 - ・児童の思いや願いを反映した「学級目標」づくり
 - ・毎学期ごとの学級目標の評価
- 2 「ルール」と「リレーション」の学級経営
 - ・「SST」と「SGE」の取組
- 3 学校行事や当番活動等の工夫
 - ・児童のアイディアを活かした取組
- 4 異学年交流の推進
 - ・合同授業・工夫した行事
- 5 体験的活動の推進
 - ・総合的学習・生活科の充実
- 6 健康・体力の向上
 - ・教科体育、一校一運動の工夫

主体・対話・深い学び

- 1 「OUTPUT型」の推進
 - ・校内研修の工夫
- 2 語彙力・表現力を高める授業の推進と生活場面との連携
- 3 学び・育ちの実感がともなう評価の工夫
- 4 単元を通して育てる力の明確化(単元デザイン)
 - ・思考する場面・協働解決する場面・表現する場面の設定
- 5 「学習規律の確立」
 - ・共通実践事項の取組
- 6 「自学自習力」を培う家庭学習の取組(授業との往還)
 - ・「デジタルワークブック」の活用

家庭・地域との連携

- 1 生活科・総合的学習における地域素材・人材の活用
- 2 コミュニティースクールを核とした特色ある学校づくり
 - ・学校課題と地域課題の解決
- 3 「ミントウンの会」との連携による授業等への応援
- 4 学年親子集会の工夫
- 5 PTAと連携した読書活動
- 6 安全・安心のための社会機関との連携

支える力: 何事にも「ねばり強く」「丁寧に」「何度も」取り組もうとする力【成し遂げる力】の基礎を培う

2 学校経営の推進

(1) 本校の教育目標

児童の実態や保護者・地域社会の願い、学校の教育課題を把握し、将来を見通した教育実践を行い「生きる力」の育成を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取り組みを通して保護者や地域の期待に応える学校教育を目指す。

- 目標をもち 自ら学ぶ子 (知)
- 心豊かで 決まりを守る子 (徳)
- 健康で たくましい子 (体)

(2) 重点目標

☆他者と協働して自分たちの考えを出し合い課題解決できる力を育成する。

◇培う力：【自主・協働・判断・実行】

(3) 本校の教育目標と指標

目 標	指 標
目標を持ち 自ら学ぶ子 (知)	<ul style="list-style-type: none">・よく聞き、考え、学習したことを正しく生かすことができる・自分の考えを進んで元気よく発表できる・計画を立て、めあてをもって進んで学習できる・将来に夢や希望を持ち、自分の生き方を考えることができる
心豊かで 決まりを守る子 (徳)	<ul style="list-style-type: none">・礼儀正しく、元気よくあいさつができる・みんなと仲よく助け合い希望をもって生き生きと活動できる・感性豊かで、美しいものに感動し、正しい行動に共感できる・優しさと厳しさで下級生をいたわり導くことができる・地域や郷土の文化のよさを知り、誇りをもつことができる
健康で たくましい子 (体)	<ul style="list-style-type: none">・明るく活気に満ち、健康で毎日元気で遊びや運動ができる・みんなと助け合って仕事や学習等をがんばることができる・何ごとも最後までねばり強くやりとげることができる・危険を予測し、回避することができる

(4) めざす子ども像

- (知) 自分の考えを他者との交流を通して深め表現できる子
- (徳) 自分と他者との関わりを通してお互いを認め合う思いやりのある子
- (体) 何事にもねばり強く最後までやり抜くことができる子

(5) めざす学校像

- ① 子どもが、生き生きと活動し成長した実感を持つことができる楽しい学校
- ② よく遊び、よく学び、活気に満ちた学校
- ③ 子どもが尊重され、愛情と信頼できびしく育てる学校
- ④ 清潔で気品のある学校
- ⑤ 環境整備が行き届き、年中花が咲き、潤いのある学校
- ⑥ 地域に信頼され教職員にとってやりがいを感じる学校

(6) めざす教師像

- ① 教育者としての使命感に燃え、授業を工夫する教師
- ② 子どもを愛し、一人一人を大事にする教師
- ③ 職員、保護者、地域との連携を大切にする教師
- ④ 専門職として指導力（授業力・集団統率力）を伸ばしていく教師
- ⑤ 絶えず自己研鑽に勤め、柔軟な発想で教育活動に専念する教師
- ⑥ 心身共に健康で人間的に信頼される教師

(7) 指導の努力点

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 目的意識の高揚
- ⑤ 基本的な生活習慣の確立
- ⑥ 地域の自然・歴史・文化の重視

① 確かな学力の向上～学びの質を高める授業改善～

ア 互いに認め合い、支え合う集団づくりを通した学級経営

○目指す学級像に対する児童の思いや願いが反映された「学級目標」づくり

・学級活動の時間を活用して、「自分たちで作った学級目標」という意識を確実に持たせる。

・「学級目標」の達成状況を学年の発達段階に合ったグラフを作成して「見える化」を図り、児童が「学級目標達成」を意識できるようにする。

○支持的学級風土づくりの4つのポイント（安心）（所属）（所属）（自立）を意識した学級経営を行う

イ 基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した授業実践

○「めあて」に正対した「まとめ」「振り返り」の確実な実施。

・45分完結授業を行うための「授業マネジメント」の確立。

・ＩＣＴや教具（ホワイトボード、フラッシュカード等）の積極的活用。

- ・児童の「問い合わせ」を引き出すための「発問」の工夫、課題について自分自身の考えを持つ時間の確保。

- ・思考を整理し考えを深める構造的な板書・ノート指導。

○発達や学年の段階に応じた指導の重視

- ・体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し学習の工夫

○児童の実態に応じた補充的な指導

- ・補習、ドリル、宿題、課題等の工夫、学習支援ボランティアとの連携

ウ 「主体的・対話的・深い学び」に迫るための授業実践

○授業改善を通じた取り組み

- ・本時や単元のゴール（目標、ねらい、めあて）をつかませる。

- ・学んだことを生活や社会、自分の将来と結びつけて考えさせるようにする。

- ・学習したことを自分の思いや考えと結びつけたり、既習事項を本時の学習内容と関連づけて体系化し、より深く理解させるようにする。

- ・発表活動やグループ学習、ペア学習、そしてワールドカフェ的手法を取り入れた学習形態を通して、学習したことを言葉や図、表で表現できるように指導する。

(out put型授業の積極的実践)

○授業における評価を生かした指導

- ・基礎的・基本的な知識・技能を明確にした授業の実施

- ・主体的・対話的で深い学びになるために、児童一人ひとりの学習状況を丁寧に見取りながら指導に生かす評価を行う。

○コンピュータ・視聴覚機器を活用した指導

- ・I C T教育機器・教材コンテンツ等を利用しわかりやすい授業の展開

- ・学校図書館を活用した読書指導

エ 思考力、判断力、表現力等の育成

○各教科の学習で取得した知識・技能を活用する学習活動の充実

- ・考え方を引き出したり、思考を深めたりする学習活動の充実

○発達の段階に応じた言語活動の充実

- ・国語科で培った言語能力を他教科でも意図的・計画的に活用する。

- ・総合的な学習の時間を中心に、教科等を横断した課題解決的な学習や探求的な活動の展開

オ プログラミング的思考を育む授業実践

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくべき、より意図した活動に近づくのか、ということを論理的に考えていく力（プログラミング的思考）を育むための授業実践を可能な教科、単元の中で行う。

カ 主体的に学習に取り組む態度の育成

- ・体験的な学習やキャリア教育等を通じ、学ぶ意欲を認識させる。

- ・「めあて」と「振り返り」を意識した学習の習慣化

- ・各種検定の奨励

- ・自己肯定感を高め主体的に学習に取り組む態度を培うために児童の良い点や可能性、

進歩の状況などを適切に把握し指導に生かす評価を行う。

キ 学習を支える力の育成（学習規律の徹底）

○学習態度の指導

- ・「立腰と黙想」、学習態度、返事、話す・聞く態度などの指導

○学習の準備の指導

- ・学習用具の準備・片付け、机や椅子の整理、時間を守る、提出物などの指導

○家庭学習を含めた学習習慣の確立を図る指導

- ・授業と連動させるなど、「宿題」の与え方の工夫、学習用具の前日準備の習慣化

② 豊かな心の育成

ア 人間関係づくりの力をはぐくむ取組の充実

○言葉による伝え合う力の育成

- ・学校全体の言語環境の整備

- ・互いの立場や考えを尊重するなど、伝え合う力を育成する活動の充実

- ・人間関係を築く力を育成するなど、学級経営の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニング（S S T）や構成的グループエンカウンター（S G E）を取り入れたショートエクササイズの実施

○人・もの・こととかかわる活動の充実

- ・地域教材・人材活用を図り、地域への関心を高める活動、感謝の気持ちをはぐくむ活動の充実と振り返りにより、体験を経験に高める指導

- ・異文化体験など、視野を広げ、ものごとを多角的・多面的に見る力をはぐくむ活動の充実

イ 自己の将来や生き方を考える指導の充実

○キャリア教育の充実

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、基盤となる能力や態度を育てるを通して、キャリア発達を促す教育である。

小学校は、低学年、中学年、高学年と成長が著しく、社会的・職業的自立の基盤を形成する重要な時期である。遊びや家での手伝い、学校での係活動、清掃活動、児童委員会活動、勤労生産的活動、地域での活動の中で、自分の役割を果たす意欲や経験が重要である。小学校におけるキャリア発達課題をふまえて、教育活動の中で、計画的に指導していくこととする。

【低学年】

- 1) 小学校生活への適応
- 2) 身の回りの出来事への関心
- 3) 好きなことを見つけて活動

【中学年】

- 1) 友達と協力して活動
- 2) 持ち味を發揮し役割を果たす

【高学年】

- 1) 自分の役割や責任を果たす喜び

2)集団の中で自分を生かす

○本校のキャリア教育学習プログラムを生かした指導

役割意識を持たせ、自己有用感をはぐくむ児童会活動、委員会活動、当番活動、係活動の指導を重視する。（「役割達成感」を感じることが、将来の「職業観」「勤労観」を育むことにつながる。また、「職業観」「勤労観」を育む学習の場として職場見学や福祉体験の充実（望ましい勤労観・職業観を育成する）に務める。

○ 目的意識の高揚

- ・教育活動全体でのキャリア教育の推進
- ・職場見学学習（5年生）の充実
- ・キャリア教育全体計画に基づく校内研修

○ 夢や希望が持てる進路指導の実施（学級活動）

- ・職業人による「講演会」・「お仕事調査隊」等の実施
- ・職場見学等の体験学習の実施

ウ 学級活動（3）「一人一人のキャリア形成と自己実現」の実践

子供一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりできるようになることが、求められている。特別活動（学級活動）を中心とした「キャリア・パスポート」を活用して子供たちに自己評価を行わせる学習活動を通して「学ぶことの意味」を理解し将来の職業観・勤労観につなげていくような指導を行う。

エ 「特別の教科 道徳」の充実（「考え・議論する」道徳科授業の実践）

- ・指導の「内容項目」を自分の事としてとらえ、学年の発達段階に応じて児童が、本気になって考え方議論する道徳授業を実践することを目指す。

オ 平和学習の取り組み

- ・「沖縄戦」を過去のこととせず、身近な問題として人権問題やいじめ問題、地球規模では貧困や人種差別問題等と関連させた具体的指導を行うようにする。

カ 人権についての取り組み

- ・「人権を考える日」の取組の充実
- ・自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成

③ 健やかな体の育成

ア 生活との関連を図った健康づくりの充実

○保健、食に関する指導

- ・給食の時間や学級活動、教科等において望ましい食習慣の形成にかかる指導特に、朝食に関しては指導を徹底する

○安全に関する指導

- ・危険予測・回避能力の育成の充実（避難訓練、登下校、休日）

イ 日常的な運動、遊びをとおした体力つくりの充実

○体力、泳力の向上を図る指導

- ・個人の目標をもたせ、粘り強く取組指導の工夫

- ・持久力、持続力をはぐくむ指導
- ・遊びを通した体力向上に努める。（ケンパー遊び等の積極的活用）
- ・校医や養護教諭と連携した保健指導の充実
- ・一校一運動の推進

④ 基本的な生活習慣の確立

ア 家庭と連携しながら生活リズムの確立

- 早寝、早起きなど、子どもの健康的な生活づくりの指導
- 朝食をとる、好き嫌いを減らすなど、バランスのとれた食事の指導

イ 規範意識・マナーの育成

- あいさつをする。きまりを守る、命を大切にする指導
- ・自分がされてイヤなことは「言わない」「やらない」指導の徹底。
- ・「あいさつ」「他人に迷惑をかけない」「いじめをしない・させない」の指導
- ・道具の準備や後片付け、公共の物を大切にする。
- ・情報モラルの指導

ウ 学校生活の中で、規律面を定着させる共通実践の徹底

- 靴箱の靴の入れ方（靴のかかとを靴箱のへりに合わせる） ○あいさつ指導（「立ち止まって、目を見て、声だし、お辞儀して」の合言葉の周知及び実践）
- 離席する時は、腰掛けを中に入れる。 ○トイレのスリッパならべ ○廊下歩行（静かに右側を歩く）

⑤ 地域の自然・歴史・文化の重視

ア 総合的な学習の時間の充実

- 自ら学び自ら考える力や学び方、調べ方を身につけさせる。
- 自ら課題を設けて行う学習や将来の生き方を考える学習を展開する指導計画を立て、探求的な学習を推進する。

イ 地域のよさの再発見

ウ 地域素材の教材化

エ 地域人材（ミントウンの会）の活用

（8）学校スローガン・・・「子どもが『笑顔』で登校し『笑顔』で帰路につく学校」

教師の一番の願いは、「学校で学習することが好き」と出来るだけ多くの児童が答えてくれることだと考える。授業で分からなかったことが分かるようになったり、できなかつたことができるようになったり、自分の考えが、教師や友達に認められて褒められたりすると、児童は、自然に「笑顔」になる。したがって、「『笑顔』で帰路につく」時の「笑顔」とは、学校生活の中で何かに挑戦して達成した時や自分の成長を実感した時の「笑顔」であり、教師や友達から認められた時の「笑顔」である。

また「『笑顔』で登校する」時の笑顔とは、前日までの学習活動の中で、何らかの達成感を感じて「明日も、学習が楽しみだなあ」と期待を抱いたり、「明日の学習を早くやりたい」と思って期待する時に表出する「笑顔」である。

このような「笑顔」を表出させるには、教師の児童に対する働きかけが必要なのは、言うまでもない。全ての児童にとって居心地の良い学級経営にするための指導の工夫、児童一人一人に達成感を味わわせるための学習過程や発問等の工夫、明日の学習内容に期待を

持たせるような振り返りの指導の工夫等、教師の実効性ある教育実践が必須である。

以上、この学校スローガンに迫ることが出来るよう、学校の全教育活動において実効性ある取り組みを推進することとする。

(9) 学校経営の基軸

未来を創り出すための基軸となるのが、本校の学校経営の基軸8項目である。教職員は、日頃、実践している教育活動が「学校経営の基軸」のどの部分に繋がることになるのか常に考慮に入れながら指導にあたるようにする。教育目標を達成するための道すじとして、教職員一丸となって重点的に指導していくのが次の9項目である。

① 安心安全はすべてに優先する

安全・安心はすべての教育活動の基盤であり、前提である。家庭や地域、関係機関とも連携しながら、児童が安全について理解し、それらを日常生活に生かして、危険を避けて常に安全に行動したり、他の人や社会の安全のために活動できるようにすることと、児童の学校生活が安全に過ごせるように学校環境の安全について必要な環境整備に努めることとする。

② 初期対応に全力を尽くす

学校でトラブルが発生したとき、初期対応がきちんとできていたかどうかで、その後の対応が違ってくる。全てのトラブル解決に当たって共通する重要なことは、初期において勇気を持って迅速、誠実、適切に全力を尽くして対応することである。不安や不満、怒りを抱えて訪れる保護者等に対して信頼感を損う行為など対応を誤れば、長期化・複雑化を招きかねない。トラブルの初期対応で対応した職員の態度・言葉遣い等が、さらなる二次クレームに発展するパターンもある。（それほど怒っていなかった保護者が、初期対応にあたった職員の態度の悪さに憤慨してしまいクレームに発展する場合）

特にいじめ問題が発生した場合、早期に解決するには、次のような初期対応が重要である。

○いじめかな？と思ったら、まずその子にかかわって、しっかり受け止め事実確認をする。（被害者児童の思いに寄り添い受け止める）

○「もしかしたら、これはいじめではないかな？」ととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。管理職への報告は、早めに行う。（チームで対応）

○関係している子どもたち一人ひとりと話し、事実を正確に確認する。（情報収集や事実確認を十分に行う）

○事実確認ができたらチームで共有し、それをもとに指導方針を立案する。
(指導方針を学校で共有する)

○保護者への連絡は、個人的解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話はていねいに聴きとる。

③ 形から入る学習指導、生徒指導（時を守り、場を清め、礼を正す）

学習指導や生徒指導においては、先ず形から入る指導を大切にして、中味（内容）を教えていく。「形」とは、外見に現れた姿、格好である。外見をみればその人の心構えがおおよそ分かる。ここでいう外見とは、学習に向かう姿勢や服装などを意味している。

学習に向かう姿勢や集団行動の仕方、あいさつの仕方、言葉づかいなど外見に現れる行動や態度からその人の心構えが伝わってくる。

④ 結果にこだわる学力向上

学力はどれだけ向上したのか、結果にこだわることが大切である。学校の教育活動は、主に各教科の指導と学校行事等に大きく分けられるが、学校行事は過程を大切にする教育活動である。しかし、各教科の指導については、結果にこだわる教育活動だと考えている。授業で学ぶ内容が分かっているのか、分からぬのかを大事にしたい。そして、結果を今後の学習に生かす努力をしていきたい。教師はわかる授業づくりや補習指導を工夫し、また、子どもたちへは今日の学習の定着を図るために家庭学習を徹底したい。

⑤ 思いやりが見える楽しい学級・学校づくり

学級は学校教育の基礎単位で、子供の学校生活の拠点である。そして学級は、教師と児童、児童相互のふれ合いの場であり、学校と家庭の連絡結合の接点でもある。

学校における学級の位置づけはとても重要である。学校が立派である、ということは立派な学級がそろっているからと言える。思いやりが見える楽しい学級づくりから、楽しい学校づくりへと進展させていくことができる。さらに、全校児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、日頃から子ども達の遊びや遊び方、遊ぶ場所を観察し、安全指導と併せて、いじめについても常に気を配っていく必要がある。

⑥ 健やかな体の育成（早寝・早起き・朝ご飯の習慣化）

子どもの睡眠時間について、小学生では「9時間」は取る必要があるといわれている。また、学校の授業が始まる二時間前に起床することが「学習に対する脳の目覚め」には良いともいわれている。したがって、夜9時30分頃までに就寝し、朝6時30分頃に起きることが理想である。睡眠は記憶を整理し、定着させ、大脳の情報処理能力を回復させる機能があり、脳は、睡眠でしか疲労回復ができないといわれていることから規則正しい生活をすることが、重要である。

【朝ごはん】

朝食には睡眠で低下した体温を上げ、脳や体を活性化させるウォームアップ効果がある。朝食を抜くと、脳を栄養失調状態にしてしまうため、気持ちがいいいらしたり、集中力が欠けるといった影響が現れるといわれている。

【体力作りのための運動の日常化】

運動の日常化を通して体力作りを図るため、安全に気をつけた徒歩登校を推進すると共に、体育や休み時間を利用しての縄跳び運動やケンパー遊び等で、持久力の向上をめざす。

⑦ 校内研修の充実

本校児童の実態や学校の課題を明らかにし、授業改善を通して課題解決を図るために全教員が共通の研究テーマを取り上げ、一年間を通して研究を深めていく「校内研修」を推進していく。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」につながる授業とは、

どのような授業実践なのか、具体的な授業実践を通して明らかにすることが大きな課題となる。

では「主体的・対話的で深い学び」とは、子どもたちがどのように学んでいる状況なのだろうか。

沖縄県の学力向上プロジェクトでは、学習の過程で子どもたちに「問い合わせ」が生じているかどうかが重要な視点であるとしている。

以上のことから、今年度も昨年度に続き算数科を通して、「主体的・対話的で深い学び」を具体的な授業実践の中で明らかにしていくための授業改善を行うことを目指す。そのためには「問い合わせ」が生まれる授業像を共有し、学習過程の中で、「問い合わせ」が生まれる展開を工夫して、「主体的・対話的で深い学び」の授業実践に迫っていきたい。

⑧ 特別支援教育の充実

本校では、特別な配慮を必要とする児童のニーズを把握し、必要な教育支援を行い、一人一人の能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加のための基盤を培うことをねらいます。その具体的な取り組みとして、

- 1)個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用します。
- 2)交流学習（協力学級）を重視します。
- 3)教職員全員の支援体制で臨みます。

⑨ 家庭・地域との連携（学校応援団）

昨今、地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず社会総掛かりで対応することが求められている。学校の教育活動を支える力として、家庭や地域との連携は欠かせない。本校では、家庭、地域を「学校応援団」として、学力向上や基本的生活習慣の形成、健やかな体の育成、キャリア教育など、多様な場面で連携し、教育効果を高めていくこととする。

1 教育課程の編成

1. 教育課程の編成

教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。そのためには、学習指導要領が教育課程の基準を大綱的に定めるもので、その内容は、全ての児童に対して確実に指導しなければならない。

(1) 基本方針

新学習指導要領の完全実施となった昨年度。沖縄県独自に取り組んだ「全国学力・学習状況調査」の結果において本校は、国語科に関しては県平均を3.4%、算数科に関しては7.5%上回る結果であった。この結果、本校児童は、「沖縄県では、上位の学力を身につけている。」と言つてよいであろう。

しかし、「事実と感想、意見などを区別するとともに、目的や意図に応じて書くこと」「数と式 領域における、少数と数の相対的な大きさ」の理解に課題が見られる。

本校の重点目標は「他者と協働して自分たちの考えを出し合いながら、課題解決ができる児童の育成」としている。この目標を達成するため「主体的・対話的・深い学び」を反映させた具体的な教育活動を行うこととし、教育課程を編成する。

- ① 知・徳・体の調和のとれた人間性（生きる力）の育成を目指して各教科・特別な教科である道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動の関連を密にし、教科等の横断的な視点に立った資質・能力の育成を図る。その際は児童の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱の育成がバランスよく実現できるようにする。
- ② 「主体的・対話的・深い学び」を実現するための前提是、「支持的風土のある学級づくり」である。（人をばかにする、下に見るという雰囲気がある学級では、対話的な話し合いは成立しない）支持的風土のある学級経営を基盤に授業改善に取り組むようにする。そのため、児童に「学級目標達成」を意識させた教育活動を展開することとする。
- ③ 学力向上の取組においては、本県の「学力向上推進プロジェクト」及び「『問い合わせ』が生まれる授業サポートガイド」を基に授業改善に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進する。
- ④ 教職員の資質向上のためには、日頃の教育実践を大事にし、学校課題や学級課題を一人一人の教師がしっかりと把握し、その課題解決のため、授業改善においては、「主体的・対話的で深い学び」を具体的な教育実践の中で実現していくように努める。（out put型授業の徹底）

- ⑤ 「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、学校の教育目標や学校経営方針等を家庭や地域とも共有していく。その連携及び協働を基に教育活動を充実させるために地域素材の教材化や地域人材・環境の活用等（学習支援ボランティア「ミントウンの会」や読み聞かせ「トライアングルの会」等）を通して開かれた学校づくりに努め、地域の特性を生かした教育活動を開いていく。
- ⑥ 実践に基づく成果と課題（事後評価・学校評価等）を生かして教育計画の改善に努め、全職員の共通理解と協力をもとに作成する。
- ⑦ 南城市の英語特区による授業として、1年生と2年生にそれぞれ15時間ずつ、外国語活動の授業を行うこととする。

（2）具体的方針

- ① 各教科・特別な教科である道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動に充てる年間総授業時数は、台風等による臨時休校などによって確保時数が標準時数を下回ることがないようゆとりを持って計画する。
- ② 年間指導計画の作成にあたっては、各教科等や総合的な学習の時間、外国語活動、学校行事等、学年相互の関連や全体的な調和・統一を図るよう考慮し、評価の基準等工夫する。
- ③ 1単位時間は、45分とし、時期、学習内容等により弾力的に運用する。
- ④ 年間の授業週数は、1学期12週、2学期14週、3学期9週の年間35週以上になるよう編成する。
- ⑤ 月曜日の6校時は、1週目（児童支援委員会）、3週目（職員会議）、4週目（校内研修）、5週目（職員会議・校内研修）を行う事とし、委員会活動は、14：45～15：30までとする。
- ⑥ 水曜日の全体集会は、1週目（校長講話）2週目以降にその他の集会を行う。ただし、1週目に校長講話ができない場合は、2週目以降に設定する。
- ⑦ クラブ活動は、4年生以上で編成し、年間10時間程度実施する。活動日は、一学期の金曜日の6校時に位置づけ、一学期中に終了する。
- ⑧ 二学期の金曜日の6校時は、教科算数の時間として、1週目～3週目をさわやか学習会（補習）の時間にあて、当該学年までに学習する内容の確実な定着を図る。指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫を行う。また、学校裁量とし、台風等による臨時休校などによって時数が足りなくなる事が予想される場合は、時数の確保のための授業を行うことができる時間とする。
- ⑨ 三学期の金曜日の6校時は、教科算数の時間として、さわやか学習会（補習）の時間にあて、当該学年までに学習する内容の確実な定着を図る。指導を行う際には、様々な指導方法や指導体制の工夫を行う。また、さわやか学習会を行わない場合は、授業を行うものとする。
- ただし、感染症等による臨時休校などによって時数が足りなくなる事が予想される場合は、

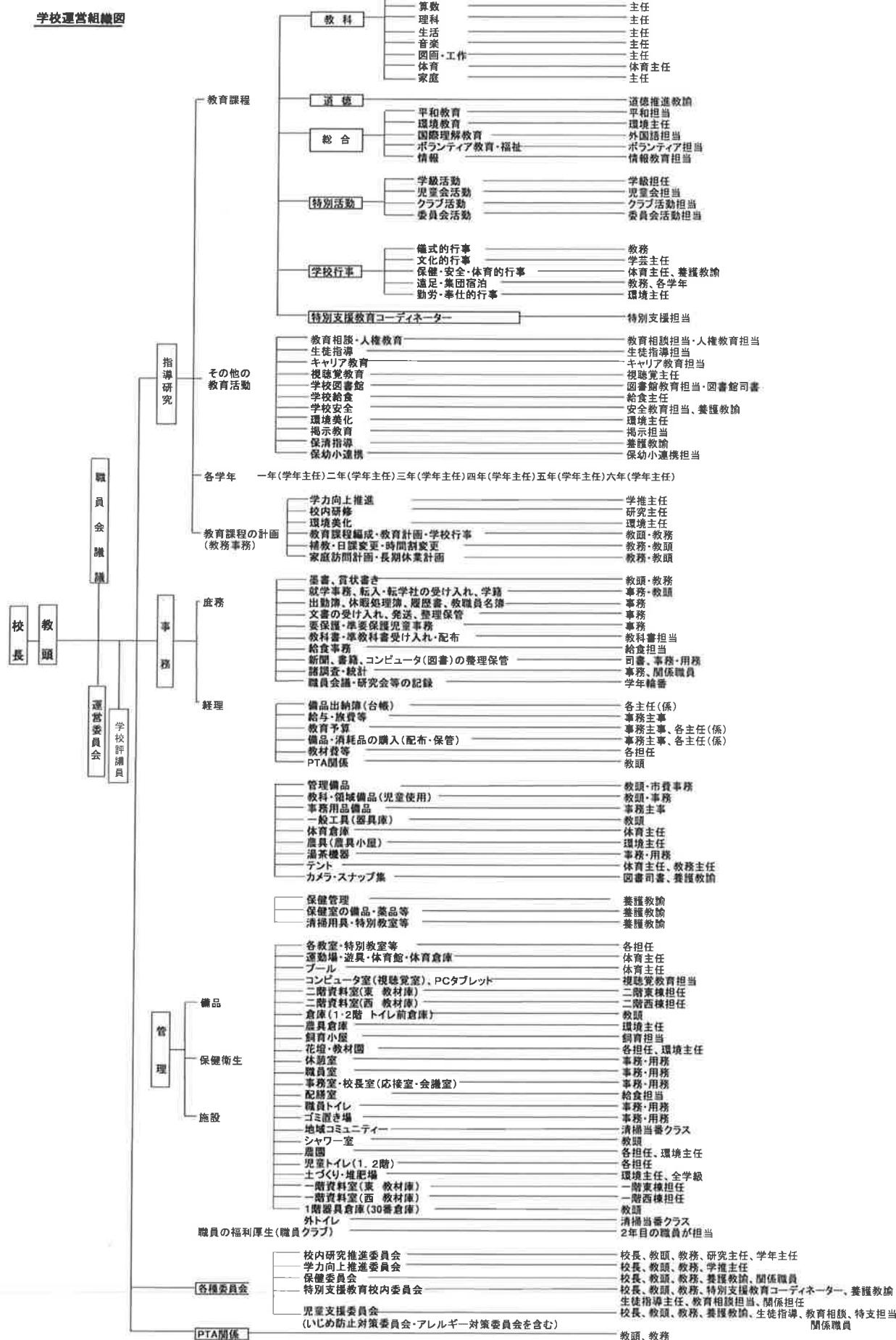
時数の確保のため授業を行い、さわやか学習会（補習）は二学期同様6校時に行うものとする。

- ⑩ 学校行事は、内容を精選し、学校生活に秩序と変化を与え、全ての児童に活動の場と時間を設定するようとする。そのような望ましい集団活動を通して、一人一人の児童に達成感を味わわせることによって学級や学校に対する所属感を養い自主的・実践的な社会性を培い「生きる力」を育むようとする。
- ⑪ 学習規律及び生活規律に係る共通実践事項については、徹底して指導し、その定着を図るよう努める。
- ⑫ 児童一人一人の学習を大切にし基礎・基本の確実な定着を図るために、教師の協力的な指導法や少人数による指導、学習支援ボランティア等を積極的に導入する。（百名っ子タイムの活用）
- ⑬ 毎月1回は学校公開日とし、授業参観日等を設定する。但し、学校行事等で、児童の学習活動を保護者が参観できる月は、その限りでない。

（3）実施上の留意点

- ① 一人一人の居場所づくりを図り、支持的風土のある学年・学級経営の充実に努める。特に、特別活動と特別な教科である道徳は、学級経営との関わりが強いことから、計画的で実効性のある教育活動を展開するよう努める。
- ② 視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図るとともに、図書館を積極的に活用し、指導の充実を図るようにする。
- ③ 総合的な学習の時間では、保護者や地域の人材・素材の活用等を図り、併せて他教育機関団体との連携を図り、学習の充実を図る。
- ④ 授業の実施に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善に努める。本県の学力向上推進プロジェクトに基づき校内研修を充実させ、授業力の向上を図る。
- ⑤ 学級、学年、校務分掌上の課題については、一人で抱え込むことなく常に報（報告）・連（連絡）・相（相談）を実践し、組織的な解決を図っていくようにする。（内に開かれた学校）
- ⑥ 学習指導や教育相談、生徒指導等で教育の効果を高めるため、積極的に外部人材、機関との連携を図るようにする。（外に開かれた学校）

(2)校務分掌組織図



(3) 「特別の教育課程編成・実施計画」

1 特別の教育課程の内容

(1) 必要となる教育課程の基準

① 小学校第1～2学年に新設教科「外国語活動」を実施する。

・小学校第1～2学年は、生活、音楽、図画工作、体育から計15時間縮減し、「外国語活動」に充てる。

② 他教科・領域からの充当日数

学年		小学校第1学年	小学校第2学年	
教科名 (削減時数)	生活	(-3)	生活	(-3)
	音楽	(-4)	音楽	(-4)
	図工	(-4)	図工	(-4)
	体育	(-4)	体育	(-4)

(2) 取組の期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日の3年間

2 南城市小学校 教育課程表

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動・外國語 の授業時数	新設教科等の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年	306		136		99 (-3)	64 (-4)	64 (-4)		98 (-4)	34	34		15 (+15)		850
第2学年	315		175		102 (-3)	66 (-4)	66 (-4)		101 (-4)	35	35		15 (+15)		910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35	35	70	35		980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35	35	70	35		1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	70		1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	70		1015
合計	1461	365	1011	405	201 (-6)	350 (-8)	350 (-8)	115	589 (-8)	209	209	280	240 (+30)		5785

令4年度 百名小学校 年間行事予定表 (やむをえず諸事情により変更・中止となる場合もあります。)